

北 稲 門 会 会 則

第1章 総則

第1条 本会は、北稲門会（以下本会と称す）と称す。

第2条 本会の事務所は北区内に置く。

第2章 目的

第3条 本会は、会員相互の親睦と啓発を計り、合わせて早稲田大学、同校友会並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第3章 事業

第4条 第3条の目的を達するため、次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の親睦及び啓発をはかる事業。
- (2) 早稲田大学・同校友会の発展に寄与する事業。
- (3) 地域社会の発展に寄与する事業。
- (4) 前各号に付帯する一切の事業

第4章 組織

第5条 本会は、会員及び準会員をもって組織する。

第6条 会員は、北区内に居住または勤務する早稲田大学校友とする。

第7条 準会員は、役員並びに会員の特別推薦がある者とする。

第5章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

幹事長 1名

常任幹事 若干名

幹事 若干名

会計幹事 2名

会計監査 2名

第9条 全ての役員は会員中より総会において選出する。その任期は3年とし、重任を妨げない。

第10条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を掌握運営し本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会務を代行する。
- (3) 幹事長は会長の命により、会務を行ない、事務局を監理する。
校友会東京都23区支部幹事として、支部会務を行なう。
- (4) 常任幹事は幹事長を補佐し、会務を行なう。
- (5) 幹事は常任幹事を補佐し、会務を行なう。
- (6) 会計幹事は会長の命により会務を行なう。
- (7) 会計監査は本会の監査を行なう。

- 第11条 本会に若干名の顧問並びに参加を置くことができる。
尚、その職務は次の通りとする。
- (1) 顧問は会長の諮問に応じ、本会の育成発展のための助言を行なうものとする。
 - (2) 顧問は会長の推薦により役員会の議を経て委嘱する。

第6章 総会

- 第12条 総会は定時総会と臨時総会の2種とする。
- 第13条 定時総会は毎年1回、前会計年度終了後4ヶ月以内に会長これを招集し、臨時総会は役員会で必要と認めた時、会長これを召集する。
- 第14条 総会の議長は会長これに当り、会長事故ある時、予め定められた順序により、副会長が代行する。
- 第15条 定時総会には当該年度の収支予算・決算書・事業計画・報告書を提出しなければならない。
- 第16条 総会に必要な議決事項は、出席会員過半数をもって、これを決し可否同数のときは議長これを決する。

第7章 役員会

- 第17条 本会の役員会は必要に応じ会長これを招集する。
- 第18条 役員会は議長に会長が当り、必要な議決事項は出席役員の過半数をもってこれを決し、可否同数の時は議長これを決す。但し、議決事項に利害関係を有する役員は議決に参加できない。

第8章 会計

- 第19条 本会の経費は会費、広告費、寄付金、その他の収入をもってこれを充当する。
- 第20条 本会の会費は、次の通りとする。
- (1) 年会費 金3,000円
 - (2) 臨時会費 必要に応じて徴収する。
- 第21条 本会の事業年度は毎年4月1日より起算し、翌年3月31日をもって終了する。
- 第22条 会計幹事は毎年会計年度終了後直ちに決算書を作成して、会計監査を受けなければならない。
- 第23条 会計監査は前項の監査結果を該年度の総会に報告しなければならない。

第9章 委任

- 第24条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会において定める。

第10章 会則の変更

- 第25条 本規約の改正には総会出席者の過半数の同意を要とする。

第17条 付則

- 第26条 本規約は平成6年4月1日より施行する。
- 第27条 初年度は平成6年4月2日より翌年3月31日とする。